

第3部 台湾 「終戦後の台湾に於ける金融経済法規 並に資料」

著者	小林 英夫
権利	Copyrights 日本貿易振興機構（ジェトロ）アジア 経済研究所 / Institute of Developing Economies, Japan External Trade Organization (IDE-JETRO) http://www.ide.go.jp
シリーズタイトル	文献解題
シリーズ番号	39
雑誌名	1940年代の東アジア : 文献解題
ページ	167-168
発行年	1997
出版者	アジア経済研究所
URL	http://hdl.handle.net/2344/00015816

『終戦後の台湾に於ける金融経済法規並に資料』

小林英夫

1. 本書の構成

閉鎖機関株式会社台湾銀行特殊清算事務所編『終戦後の台湾に於ける金融経済法規並に資料』(1954年)は、そのタイトルから判断できるように戦後の国民政府の台湾での金融法規と通貨政策、旧通貨の回収政策と新通貨の発行政策、主要銀行の営業状況を記載したものである。

本書は大きくは3部から構成されている。第1部「台湾回復後の経済法規」では、「台湾省行政長官公署処理省内日本銀行兌換券及台湾銀行背書之日本銀行兌換券処理弁法」(1945年11月7日公布)をはじめ、旧台湾銀行券の回収と国民政府銀行券の流通を規定した七つの法規と三和銀行、台湾銀行、台湾貯蓄銀行3行の清算要綱が掲載されている。第2部「台湾回復後の経済法規」では、「台湾省接收委員会日産処理委員会組織規程」(1946年2月18日公布)をはじめ、日本人財産の処理に関する13の法規が掲載されている。第3部「台湾の金融史料」は、敗戦直後の台湾の通貨金融状況と敗戦後台湾に駐留してきた国民党政府機関による新通貨流通政策の展開を追い、新旧両紙幣の為替率に検討を加えている。さらに、「回復以降の台湾の金融法規」と台湾銀行、台湾土地銀行、台湾第一商業銀行、華南商業銀行、彰化商業銀行の敗戦直後の概況などが記述されている。第4部「台湾回復直後の経済日誌」では、1945年8月15日から46年12月31日までの日毎の経済的な出来事が詳細に跡づけられている。全体のページ数は123ページである。

2. 作成経緯

本書の序は、次のように本書の執筆契機を記している。

「今回閉鎖機関令の一部を改正する法律が施行せられ、本邦向未払送金為替と外地預金の支払を開始することになった¹について、各地区を通じて取捨に迷うような債券申立の事例が出る²ことが当然予想されたため、当清算事務所としては、支払事務開始に先立って、永年各現地在勤の旧行員の協力を求めると同時に、終戦後の各現地事情に関する史料も極力収集し、支払について一応の枠を予め規制して置いた訳である」。

本書は、台湾銀行を含む在外債務の清算の必要上から敗戦当時の台湾銀行の資産状況、国民政府による接收後の通貨金融政策、国民政府による日本金融機関の接收政策と接收状況を調査したものである。したがって、本書の真のねらいは精算業務の円滑な展開を保障するための調査にあったのである。

3. 評価

本書は、数少ない敗戦直後の台湾金融状況と金融機関の活動実態の調査報告書である。本書によって、敗戦後の旧日本金融機関の実態と国民政府による通貨金融政策を見ることができる。1945年から46年末までの間に国民政府が公布した金融法規と日本財産の接収に関連する法規は、この時期の台湾における金融政策を検討する場合に欠くことができないものである。また、この時期の旧日本基幹銀行資産負債総合表は、他で見ることができない貴重な統計データとなっている。加えて、第4部の台湾回復後の経済日誌は、毎日の出来事を丹念にフォローしており、45年8月15日から46年12月31日までの台湾でおきた主要な経済変化を跡づけることが可能となっている。

4. 利用方法

本書は、そのタイトルに見られるように、入手することの困難な敗戦直後の台湾における金融経済法規と金融機関の実態に関するデータを収録している。したがって、本書をひもとくことによって、敗戦直後の旧日本主要銀行の営業実態、進駐してきた国民政府の金融政策、日本金融機関の接収状況、旧台湾銀行券の回収と新国民政府発行銀行券の流通状況を把握することができる。

5. 所蔵機関

本書は、一橋大学経済研究所図書館が所蔵している。